増毛町職員組合ニュース
だんけつ

ろうきん総合通帳を作りましょう

発 行 日 ： 2015年12月2日
発行号数 ： 第18号
発　　行 ： 増毛町職員組合
発行責任 ： 情報宣伝部
　　國井・町田

2015秋期闘争についてのお知らせ

　増毛町職では、2015秋期闘争について、10月23日に要求書を提出し、11月9日に当局から回答書を受理しております。
　五役会議を開催し今後の取り組みについて協議を行い、11月25日（水）9時30分から団体交渉を実施しました。特に人事院勧告における給与改定の取り扱いと新たな人事評価制度の導入、独自要求書で要求した項目について当局と交渉を行いました。交渉の概要について次のとおりお知らせします。

交渉の概要
１．給与改定について
（組合）人事院勧告では2年連続となる引き上げが勧告された。当町においても人事院勧告に基づいた対応をお願いしたい。
（当局）給与改定については人事院勧告に基づき実施する（月例給・一時金）。しかし、国会が年内に開催される見込みがないので来年の対応になる。

２．新たな人事評価制度の導入について
（組合）地方公務員法の改正により平成28年4月1日に全ての自治体において新たな人事評価制度の導入・等級別基準職務表の条例義務化等が課せられているところだが、制度の概要がまとまった段階で職員組合に事前説明を行っていただきたい。
（当局）制度の骨格がまとまった段階で職員組合への提示を行う。

３．独自要求事項について
（１）管理職手当支給率と期末勤勉手当役職加算率の回復
（組合）期末勤勉手当役職加算率については今後検討したいとの回答であったが、改定の早期実施をお願いしたい。
（当局）管内では増毛町と小平町のみ役職加算率の縮減を行っている状況にあることから平成28年4月1日から加算率を縮減前の加算率まで引き上げることとする。

（２）日帰り出張時の日当支給
（組合）距離規定を定め支給する方向で検討するとの回答であったが、改定の早期実施と距離規定の内容について説明をお願いしたい。
（当局）平成28年4月1日から支給する。距離規定については、片道90km以上の出張について支給対象とする。

　概要は以上のとおりですが、給与改定については人事院勧告に基づいた改定が行われる事、新たな人事評価制度の導入については制度の骨格がまとまった段階で職員組合に事前説明が行われる事、独自要求項目についても前進回答が得られた事から11月25日の交渉をもって闘争を終結する事としましたのでお知らせします。

※　不明な点は5役まで

ろうきん増毛地区推進委員会開催

　11月27日（金）18時から2016年度第1回ろうきん増毛地区推進委員会が町文化センターで開催され、各単組（北教組、ＪＰ、自治労）から10名の組合員が出席（うち町職4名）し、例年実施しているろうきんウインターキャンペーンについて協議を行いました。
　増毛地区の取り組みとして例年どおり「増毛町商工会商品券」を総額51,000円分用意して、ウインターキャンペーンの景品とすることを確認しました。
　キャンペーン期間は12月1日（火）～12月30日（水）となっておりますので、応募についてはろうきん留萌支店増毛地区担当佐藤さんまでご連絡下さい。

生活応援バンク
ろうきん

今後の予定
12月 5日　道本部現業公企都市交セミナー（札幌市）
　　16日　増毛町職第５２回定期大会（保健センター）